

千曲市立中学校部活動指導員委嘱等事務取扱要領の制定について

教育総務課

千曲市立中学校部活動指導員委嘱等事務取扱要領を次のとおり制定する。

(趣旨)

第1条 この要領は、教育を円滑に推進するために、千曲市立中学校に部活動指導員(以下「指導員」という。)として勤務する非常勤職員の委嘱等の事務取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱の手続)

第2条 指導員は、千曲市立中学校部活動指導員設置要綱(平成30年千曲市教育委員会告示第8号)第3条の規定により、必要な場合に委嘱するものとする。

2 校長は、委嘱に当たり、中学校部活動指導員推薦書(様式第1号)を教育委員会へ提出する。

(職名)

第3条 指導員の職名は、「部活動指導員」とする。

(服務)

第4条 指導員は、その職務を遂行するに当たり、学習指導要領の趣旨を踏まえた上で、校長の監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

2 校長は、指導員の勤務状況を確認しなければならない。

3 指導員は、教育委員会が指定する指導者研修会を受講しなければならない。

4 指導員は、「長野県中学生期のスポーツ活動指針」(平成26年2月策定)に基づいて指導を行わなければならない。(文化、科学等に関する部活動についても同様)

5 指導員は、学校が設置するスポーツ活動委員会に出席し、学校及び保護者と共通理解を図り、適切な活動となるように努める。

(勤務の日等の割振り)

第5条 指導員の勤務時間は、年間354時間を上限として、校長が定めるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第6条 指導員の報酬及び費用弁償は、非常勤職員に関する取扱要領に基づき支給し、その額は予算の範囲内で定める。

2 前項の報酬の額は、勤務1時間当たり1,600円を基礎として月額で算定し、その支給方法は、原則として一般職の職員の例による。

3 報酬の支給に当たっては、指導員が配置されている学校から提出される部活動指導員勤務状況整理簿(様式第2号)に基づいて支給する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(様式第1号)

中学校部活動指導員 推薦書

学校名	千曲市立 中学校		資格	
ふりがな 氏名		男・女	要綱第3条に 規定する資格	
生年月日	年 月 日 (歳)		担当部活動名	
住所	〒			
推薦理由				
年 月 日				
中学校長氏名 印				

添付書類 ①推薦者履歴書 ②資格を証する書類の写し

